

## ふくしまロボット産業推進協議会規約

(名称)

第1条 本協議会をふくしまロボット産業推進協議会と称する。

(目的)

第2条 産学官連携の下、会員相互交流の活性化と技術基盤の強化に取り組み、福島県におけるロボット関連産業の集積と取引の拡大を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1) ロボット及びその部材・要素技術の開発支援に関する事業
- (2) 県内企業の取引拡大に向けたビジネス交流会（ビジネスマッチング）に関する事業
- (3) 企業人材育成を目的としたセミナー等の開催事業
- (4) ロボットテストフィールド及び国際産学官共同利用施設の利用促進に関する事業
- (5) その他、本協議会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本協議会は、下記の会員をもって構成する。

- (1) 本協議会の趣旨に賛同する企業及び団体
- (2) 大学、高等専門学校、公設試験研究機関等及びその職員
- (3) 国、県、市町村、中小企業支援機関等及びその職員

(役員)

第5条 本協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会長及び副会長は、福島県商工労働部長が選任する。

(役員の仕事)

第6条 会長は会務を総括し、本協議会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。

(事務局)

第7条 本協議会の事務局を福島県商工労働部次世代産業課に置く。

(入退会)

第8条 入会希望者は、別紙様式1に記載し、事務局あてに提出しなければならない。

2 入会の可否は、会長が決定する。

3 退会希望する場合は、別紙様式2に記載し、事務局あてに提出しなければならない。

(研究会)

第9条 会長は、本協議会の目的の範囲で、会員のみを構成員とした研究会を設置することができる。

2 研究会の設置を希望する会員(発起人)は、設置申請書を別紙様式3により事務局に提出するものとする。

3 研究会の代表者は、第2項発起人とし、変更する際は別紙様式4を事務局に提出しなければならない。

4 研究会の活動が、本会の目的と合致しないと会長が認めた場合は、設置を取り消すことができる。

5 研究会を廃止する場合は、別紙様式5により廃止届を事務局に提出しなければならない。

(検討会)

第10条 会長は、今後需要拡大が見込まれる分野等に係る検討会を開催することができる。

(会員情報)

第11条 本協議会は、前条の目的を達成するため、会員の同意を得た上で、会員の情報をホームページで公開することができる。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し、必要な事項については会長が別に定める。

附 則

本規約は、平成29年5月22日から施行する。

附 則

本規約は、令和3年4月1日から施行する。